

## 公 募 公 告

下記のとおり公告に付します。  
令和2年7月29日

支出負担行為担当官  
警察庁長官官房会計課理事官  
福田 英之

### 記

#### 1. 公募に付する事項

本業務は、「不正薬物検知装置」について、下記「2. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項」の要件を満たし、契約予定者以外に本業務の実施を希望する者を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請するものである。

なお、公募の結果、応募要件を満たすと認められる申込者が1者以上あれば競争入札を行うものとし、当該申込者がなければ随意契約を行うことを予定している。

#### 2. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和1・2・3（平成31・32・33）年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」のA、B又はCの等級に格付けされている者であること。

(4) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業者等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 公募説明書及び契約条項等を熟知の上、契約を締結することが可能であること。

#### 3. 公募手続等の問合せ先及び参加意思確認書の提出期限等

(1) 担当部局

東京都千代田区霞が関2-1-2  
中央合同庁舎2号館内 警察庁長官官房会計課調達係  
電話番号 03-3581-0141 内線2298

(2) 参加意思確認書及び物品の仕様に関する資料の提出期限、場所及び方法

令和2年8月17日（月） 17時00分

上記（1）に同じ。郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。

(3) 公募参加者は、警察庁担当者が求める説明及び文書の提出に、速やかに対応すること。

#### 4. 参加意思確認書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の参加意思確認書等は無効とする。

#### 5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3（1）に同じ

(4) 資格等に関する書類は返還しない。

# 公 募 説 明 書

警察庁長官官房会計課

## 項目及び構成

- 1 公募に付する事項
- 2 調達内容
- 3 参加資格
- 4 参加申込要領
- 5 参加申込者の義務
- 6 参加意思確認書の提出期限等
- 7 物品の仕様に関する資料及び納入機器予定リストの提出
- 8 その他

- |      |               |
|------|---------------|
| 別紙－1 | 契約書（案）及び仕様書   |
| 別紙－2 | 参加意思確認書作成様式   |
| 別紙－3 | 提出資料一覧        |
| 別紙－4 | 暴力団排除に関する誓約事項 |
| 別紙－5 | 物品の仕様に関する資料   |
| 別紙－6 | 納入予定機器リスト     |

## 1 公募に付する事項

本業務は、不正薬物検知装置の調達であり、下記参加資格を満たし、本業務の実施を希望する者がいるか否かを確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請するものである。

## 2 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量  
不正薬物検知装置 1式
- (2) 調達件名の性質等  
仕様書による
- (3) 納入期限  
令和3年3月25日
- (4) 履行期限  
令和3年3月26日
- (5) 納入場所  
仕様書による

## 3 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和1・2・3（平成31・32・33）年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造」又は「物品の販売」のA、B又はCの等級にそれぞれ格付けされているものであること。
- (4) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) この公募説明書及び契約条項等を熟知の上、契約を締結することが可能であること。

## 4 参加申込要領

- (1) 参加申込者に要求される事項
  - ① この公募に参加を希望する者は、公募公告、公募説明書及び契約書（案）（別紙－1）を熟読の上、申し込まなければならない。この場合において、公募説明書等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。  
ただし、参加申込締切後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。
  - ② 契約書（案）（別紙－1）の内容を遵守できることを前提に申し込みすること。
  - ③ この公募に参加を希望する者は、参加意思確認書（別紙－2）及び提出資料一覧表（別紙－3）に基づき書類を作成・準備する。
  - ④ 本公告に示した公募に参加資格のない者、提出資料等に虚偽の記載をした者及び5の参加申込者の義務を守れなかった者は、当該品目の参加を無効とする。
  - ⑤ 資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
  - ⑥ 提出された書類を公募参加資格の確認以外の用途で、提出者に無断で使用することはない。
  - ⑦ 一旦受領した書類は返却しない。
  - ⑧ 一旦受領した書類の差替及び再提出は認めない（納入予定機器リストを除く。）。

(2) 暴力団排除に関する誓約事項

公募参加者は、参加意思確認書の提出をもって、「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙－４）に誓約したものとす。また、虚偽の誓約若しくは誓約に反することとなったときは、当該者の申込みを無効とする。

5 参加申込者の義務

- (1) この公募の参加にあたり、警察庁から提供した情報及び仕様書等一切の書類並びにこれらに基づいて乙が作成した文書・図面・見本・製品等について、第三者に開示・漏洩してはならない。
- (2) 警察庁担当者が求める説明及び文書の提出の要求に対して速やかに対応すること。

6 参加意思確認書の提出期限等

(1) 参加意思確認書の提出期限

令和２年８月１７日 １７時００分

(2) 参加意思確認書の提出場所

〒100-8974 東京都千代田区霞が関２丁目１番２号  
警察庁長官官房会計課調達係  
電話番号 03-3581-0141（内線）2298

郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限日までに必着すること。

7 物品の仕様に関する資料及び納入予定機器リストの提出

(1) 資料提出

仕様書の内容を確認し、下記提出期限までに物品の仕様に関する資料（別紙－５）及び納入予定機器リスト（別紙－６）を提出すること。提出要領は、４(1)④から⑧まで及び５に準ずるとともに、仕様を満たさないものは無効とする。

応募要件を満たすと認められる申込者が１者以上あった場合は競争入札を行うものとし、当該申込者がなければ随意契約を行うことを予定している。

(2) 提出期限

令和２年８月１７日 １７時００分

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 問い合わせ先

契約に関する事項

警察庁長官官房会計課調達係  
03（3581）0141 内線2298

仕様に関する事項

警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課  
03（3581）0141 内線3265

## 契約書(案)

警察庁(以下「甲」という。)と(以下「乙」という。)とは、次のとおり  
売買契約を締結する。

品名	不正薬物検知装置
数量	1式
仕様	仕様書のとおり
契約金額	¥ . -
(売買代金)	うち消費税額及び地方消費税額¥ . -
	消費税額及び地方消費税額は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。
単価(税抜)	¥ . -
納入期限(納期)	令和3年3月25日
履行期限	令和3年3月26日
納入場所(納地)	仕様書のとおり
契約保証金	徴収免除

### (目的)

- 第1条 乙は、甲に対し、以下の各条項に従い、表記品名・数量・仕様の物品(以下単に「物品」という。)を売り渡す。
- 2 契約金額及び単価は、表記のとおりとする。ただし、物品の価格若しくは構成要素が法令等により設定、改定若しくは廃止され、又は契約内容を変更した場合、甲乙協議の上、契約金額を変更することができる。

### (契約保証金)

- 第2条 乙は、この契約に関する一切の義務を誠実に履行することを保証するため、表記契約保証金を現金又は国債をもって、契約締結の際、甲に納めなければならない。

### (納入)

- 第3条 乙は、表記納入期限までに、表記納入場所において物品を納入しなければならない。
- 2 納入は、納入場所への搬入、設置、付随的役務及び次条による検査の全てが実施され、甲が検査に合格した物品を受領することにより完了するものとする。
- 3 納入が完了したとき、乙は、甲宛に納品書を提出し、甲は、乙宛に受領書を交付する。ただし、納入場所が地方(本庁以外の機関をいう。)の場合、乙は、甲宛に出荷報告書に納入場所担当係官の押印ある受領書を添付して提出しなければならない。
- 4 納入に係わる一切の費用は、乙の負担とする。

(納入検査)

第4条 乙は、物品を納入しようとする場合、希望検査日の10日以前に、希望検査日時、場所、品名及び数量等必要事項を文書をもって甲に通知し、甲乙協議してこれらを取り決めた上、双方立会の上検査を受けなければならない。

2 納入する物品は、すべて甲の指示（見本、図面、仕様書等）のとおりであって、甲が行う検査に合格したものでなければならない。

3 前項の検査に必要な費用は、乙の負担とする。

(所有権の移転)

第5条 物品の所有権は、甲又は地方納入場所担当係官が乙に受領書を交付したときをもって乙から甲に移転するものとする。

(危険負担)

第6条 物品の納入完了前に生じた物品の滅失、き損その他の損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。

(不合格品の引取)

第7条 乙は、甲の施設を利用して第4条第1項の検査を受け、その結果不合格となった場合、甲が指定した期限内に当該不合格品を自らの費用負担で持ち去らなければならない。

2 甲は、乙が前項の履行を怠った場合、前項で指定した期限経過後何時でも当該不合格品を他の場所に移動し又は第三者に保管を託すことができる。ただし、その費用はすべて乙の負担とする。

(遅延賠償金)

第8条 乙は、甲の指定する納入期限内に物品を完納することができないと認められるときは、速やかに甲に対し遅延の事由及び完納見込日を明らかにした書面を提出し、甲の指示を受けるものとする。

2 甲は、前項の規定による書面の提出があったときは、審査のうえ納入期限後に完納する見込みがあると認めるときは、遅延賠償金を徴収することとして納入期限の延長を認めることができる。ただし、遅延の事由が天災地変等やむを得ない場合には、乙はその事由を附して遅延賠償金の免除を申し出ることができる。

3 前項に規定する遅延賠償金は、納入期限の翌日から完納日までの日数に応じ、契約履行未済相当額に、契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏年の日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した額とする。

(契約の解除及び違約金)

第9条 甲は、自己の都合により、物品が納入されるまでの間、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙に以下の事由が生じた場合

① 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立若しくは処分を受けべき事由を生じた場合

② 手形、小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立を受け、若しくは自ら申し立てた場合

③ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合

(2) 甲が行う物品の検査又は納入に際し、乙若しくはその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合

(3) 乙が第10条第1項に該当する場合

(4) 乙が第23条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当する場合

(5) 前各号のほか、乙が民法（明治29年法律第89号）第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合

4 甲は、第2項及び第3項に該当する場合、違約金として未納入物品の契約金額の100分の10に相当する金額を乙より徴収する。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。

5 甲は、第3項第5号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めたときは、前項の違約金の徴収を免除することができる。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除)

第10条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条



又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金）

第11条 乙は、次の各号に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償額の予定）として契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することができる。

5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏年の日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第12条 甲は、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し、第9条第4項、第11条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害を賠償させることができる。ただし、

乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

- 2 乙は、第9条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日より30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が、乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。
- 3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

#### (契約金額の支払)

第13条 甲は、第5条の所有権の移転が行われた後、乙の適法な支払請求書を受領した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に、その対価を乙に支払うものとする。

- 2 甲は、納入期限が分割されている場合、特約をすることにより部分払いをすることができる。
- 3 甲は、第9条による契約解除の場合、既に受領済の物品があり、これが未納入の物品と分離して契約の目的の一部を達するものであるときは、受領済物品のその部分につきこの契約書に掲げた単価によって、その対価を乙に支払うものとする。

#### (支払遅延利息)

第14条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対して契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

#### (契約保証金の還付)

第15条 甲は、第9条第1項の規定による契約解除の場合、本契約を甲乙合意の上解除した場合、又は契約履行済の場合、乙の領収書と引換に契約保証金を乙に還付しなければならない。

#### (契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

第16条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）、又は信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社（以下「信託会社」という。）に対

して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書に基づいて、信用保証協会、金融機関、特定目的会社又は信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合にあっては、乙は丙に対し次の各号の定めを同意、又は遵守させる義務を負う。
  - (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減できる権利を保留する。
  - (2) 丙は、譲渡対象債権を第一項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。
  - (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、支出に関する事務を予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

（特許権等の紛争解決）

第17条 乙は、物品に係る第三者の特許権、実用新案権その他の工業所有権等に抵触しないことを保証し、万一その所有者との間で紛争が生じた場合、乙が自己の責任と費用負担においてこれを解決するものとし、甲には些かの迷惑もかけないものとする。

（保証事項）

第18条 乙は、この契約に基づいて納入した物品に対し、その納入の日より起算して12箇月以内に故障を生じた場合は、無償で物品の取替え又は修理をするものとする。ただし、甲に故意又は重大な過失があった場合はこの限りではない。

（担保責任）

- 第19条 甲は、納入物の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、乙にその旨を通知し、期間を定めて納入物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 甲は、前項の期間内に乙の追完がないときは、その不適合の程度に応じて、乙に代金の減額を請求することができる。
  - 3 甲は、前項にかかわらず、乙が民法第563条第2項の各号に該当する場合には、直ちに代金の減額を請求することができる。
  - 4 甲は、第2項及び第3項のほか、その不適合により発生した損害に対し、乙に賠償を

請求することができる。

- 5 乙が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない納入物を引渡した場合において、甲がその不適合を知った時から一年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求及び損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

(秘密の保持)

第20条 甲及び乙は、互いにこの契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(管轄裁判所)

第21条 この契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、東京地方裁判所のみとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第22条 この契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

(暴力団排除条項)

第23条 暴力団排除条項を、別紙において定める。

(再委託)

第24条 乙は、本件業務の全部を一括して、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、この契約の一部（仕様書に示す業務の主たる部分を除く。）を第三者に再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、乙は、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託する業務の範囲、再委託の必要性、再委託期間及び再委託率について記載した再委託承認申請書（別紙様式）を再委託期間開始10日前までに甲に提出し、承認を得なければならない。

- 2 甲は、乙から再委託承認申請書の提出を受けた場合、所要の審査を実施の上、その結果を再委託承認書（別紙様式）で乙に通知するものとする。
- 3 乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合、あるいは、再委託先を変更する場合についても、遅滞なく第1項と同様に甲の承認を受けなければならない。
- 4 乙は、この契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、すべての責任を負うものとする。
- 5 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(特記事項)

第25条 本契約に特記事項がある場合は、別添においてこれを定める。

2 本契約書本文と、本契約書に添付された仕様書、特記事項が抵触する場合は、仕様書、特記事項が優先する。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 支出負担行為担当官  
警察庁長官官房会計課理事官  
福田英之

乙

暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号のいずれかの属性を有し、又は行為をなす者（以下「解除対象者」という。）を当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方（以下「乙の仕入先等」という。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、本文第25条に定める事前承認後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除しないとき、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

内訳書

「不正薬物検知装置」

金額単位:円(税抜)

品番	品名	数量(式)	単価	合価
1	不正薬物検知装置	1		
	合計			



別紙様式

再委託承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
警察庁長官官房会計課理事官 殿

住 所  
会 社 名  
代表者名 印

令和 年 月 日付で契約いたしました下記契約について、再委託を承認くださるよう申請いたします。

なお、契約の履行に際し、当社の再委託先が警察庁に対し、損害を与えた場合、当社が一切の責任を負います。

記

契 約 件 名	
再委託の相手方の住所及び氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託を必要とする理由	
再委託期間	
再委託率 (全請負に対する再委託の割合)	

※次に掲げる書類を、上記「再委託期間」開始10日前までにこの申請書に添付の上、提出すること。

- ・再委託の相手方の会社概要
- ・その他警察庁が指示する書類

審 査 結 果	承認	非承認
承認又は非承認とした理由		

再委託承認書

令和 年 月 日

上記審査結果のとおり、再委託を承認する（承認しない）。

支出負担行為担当官  
警察庁長官官房会計課理事官

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下請負（再委託）をするにあたり、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

- 1 次の何れにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
  - (1) 下請負（再委託）の相手方として不適当な者
    - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
    - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
    - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
    - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
    - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (2) 下請負（再委託）の相手方として不適当な行為をする者
    - ア 暴力的な要求行為を行う者
    - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
    - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
    - エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
    - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、親事業者へ報告を行います。

**※この誓約事項は、再委託等の相手方に提示し、誓約させる場合に使用するものです。**

## 仕 様 書

当庁で調達する不正薬物検知装置の仕様は下記のとおりである。

1. 件 名 令和2年度 不正薬物検知装置の調達
2. 使用目的 当該装置は、捜査対象者の身边等に規制薬物が存在していたか否かの確認を可能とし、薬物事犯における迅速かつ的確な強制捜査の着手判断や、規制薬物の所持の知情性立証等に資するものである。
3. 品名・数量 不正薬物検知装置 1式
4. 納入場所 神奈川県警察 警察本部（予定）
5. 納入期限及び履行期限 (1) 納入期限 令和3年3月25日（木）  
(2) 履行期限 令和3年3月26日（金）
6. 使用概要 不正薬物検知装置は、薬物犯罪の捜査において、薬物の取扱いが疑われる場所の出入口や薬物密売等が疑われる人物の接触場所等を対象物として拭き取り、その拭取材を分析することにより、不正薬物の痕跡を検知するものである。
7. 基本事項 (1) 本体装置周辺の温度が5℃～35℃程度の屋内で使用できること。  
(2) 単相100V／15A、2系統の電源で使用可能であること。
8. 個別仕様 **【検知装置本体】**
  - (1) 構造・重量  
車両及びキャスターによる移動等に伴う振動に耐えうる構造であること。  
重量が150kg以下であること。
  - (2) 分析方法  
大気圧化学イオン化法により、拭き取りによって得た検体をイオン化し、イオントラップ型質量分析計にて分析する方法を採用していること。
  - (3) 検知対象  
別紙1「検知対象物一覧」に掲載の規制薬物等の検知が可能であること。
  - (4) 質量分析部  
MS／MS機能を有していること。
  - (5) イオン源

大気圧下でコロナ放電を用いて検体をイオン化する機能を有していること。

(6) 検査方式

拭取材を用い、対象物から拭き取りによって検体を採取する。検体を採取した拭取材を検知装置内部へ導入し、質量分析計による分析を行う。

(7) データ処理

下記の条件を充足しているノート型パーソナルコンピュータ及び印字用カラープリンターを不正薬物検知装置一式につき各1台備えること。

【ノート型パーソナルコンピュータ】

① 使用条件

構成機器が、以下の使用条件で異常なく動作すること。

温度 10～35℃

湿度 20～80% (結露しない状態)

電源電圧 AC100～110V (50/60Hz)

本装置に搭載したソフトウェアが、安定して動作すること。

② 本構成機器は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づく、環境物品等の調達の推進に関する基本方針の契約時における最新の基準を満たしていること。

③ 構成及び構造

ノート型パーソナルコンピュータの構成及び構造は、表-1のとおりとする。

表-1 ノート型パーソナルコンピュータの構成及び構造

区分	【品目】及び 記事	数量 単位
本体	<b>【本体部】</b> (1) ノート型であること。 (2) 画面の大きさは、15型以上、17型以下であること。 (3) カラー液晶ディスプレイであること。	1式
	<b>【ソフトウェア】</b> (1) 装置本体に記録された分析記録の管理、印字や、装置の状態を管理、印字するためのソフトウェアをインストールすること。 (2) ソフトウェアは、探知物のアラーム表示、装置異常表示をブザー出力とともに行う機能、装置の状態、探知履歴、探知アラームの履歴を表示、印字する機能を有すること。 (3) 各々のソフトウェアについて、リカバリー用の CD 又は DVD を付属すること。ただし、製品等にリカバリー用の CD 又は DVD が付属していない場合は、警察庁と協議すること。 (4) 各々のソフトウェアについて、取扱説明書を付属すること。ただし、製品等に取扱説明書が付属していない場合は、警察庁と協議すること。	1式

付 属 品	【ACアダプタ】 本体部に接続して使用できること。	1式
	【マウス】 (1) 光学式又はレーザー式であること。 (2) 2ボタン式以上であること。 (3) ホイール等により、マウスを移動せずに画面のスクロールができること。	1式
	【セキュリティワイヤー】 (1) 本体のセキュリティスロット等に接続できること。 (2) ワイヤーは1m以上2m未満の長さで、南京錠（鍵付き）を付けること。	1式
	【LANケーブル】 (1) カテゴリ5eに対応するストレート結線のUTPケーブルであること。 (2) ケーブル長は1m以上であること。	1式
	【その他】 調達する機器を正常に稼働させるために必要となるものを付属すること。	
添 付 品	【取扱説明書】 (1) 日本語表記であること (2) 媒体は紙、CD-ROM、CD-R、DVD-ROM又はDVD-Rであること。	1式

#### ④ 機能及び性能

ノート型パーソナルコンピュータの機能及び性能は、表-2のとおりとする。

表-2 ノート型パーソナルコンピュータの機能及び性能

品 目	項目	機能及び性能
本 体 部	CPU	Intel Core i5（第4世代）CPUにおけるコア数が2以上、動作周波数が1.0GHz以上、最大動作周波数が2.0GHz以上と同等の処理能力を有すること。
	メモリ	2Gバイト以上であること。
	内蔵HDD等	500Gバイト以上の容量であること。
	光学ディスクドライブ	(1) 内蔵型であること。ただし、内蔵していない場合は、外付けでも可とする。 (2) DVDスーパーマルチドライブ内蔵DVD±R DL（二層書き込み）対応の光学ドライブを有すること
	ディスプレイ	1,366×768ドット以上の解像度で、1677万色以上で表示できること。
	キーボード	(1) JIS規格のキー配列に準拠すること。 (2) 日本語に対応すること。
	電源	(1) 入力がAC100V～110V、50Hz/60Hzに対応できること。 (2) 電源コードは240Vまで耐えられること。
	バッテリー	(1) 内蔵型であること。

		(2) 2時間以上の連続稼働が可能であること。
	基本 OS	(1) Microsoft Windows 10 Pro (日本語版) 64bit、Microsoft Windows 10 Home (日本語版) 64bit 又はこれと同等のものを搭載すること。 (2) 日本語に対応すること。 (3) 公告時における最新版であること。
ソフトウェア	セキュリティ機能	基本 OS 又はソフトウェア (日本語版) を導入することにより、以下のセキュリティ機能を実現すること。ただし、各項目について充足できない場合は警察庁と協議すること。 なお、導入するソフトウェアは公告時における最新版であること。 1 権限分離 システム管理者と利用者の権限を分離し設定できること。 なお、管理者権限での操作及び利用者権限の設定については、システム管理者のみが可能であること。 2 認証管理 (1) OS へのログインは、ユーザ ID 及びパスワードの認証により行えること。 (2) 利用者がパスワードの変更を実施できること。 3 端末ロック機能 あらかじめ設定した期間を超えてキーボード又はマウスの操作が行われない場合は、本端末の操作が行えないようロックすること。 なお、ロック中のディスプレイ表示は、スクリーンセーバ等により保護すること。

⑤ 印字用カラープリンター仕様  
機能及び性能は表-3のとおりとする。

表-3 印字用カラープリンターの構成及び構造

区分	【品目】及び 記事	数量 単位
本体	【本体部】 寸法は、幅615mm×奥行870mm×高さ700mm以下であること。	1式
	【ソフトウェア】 併せて調達するノート型パーソナルコンピュータに対応するドライバを提供すること。	1式
付属品	【ACアダプタ】 本体部に接続して使用できること。	1式
	【LANケーブル】 併せて調達するノート型パーソナルコンピュータとの接続に必要なケーブルを付属すること。	1式
	【その他】 調達する機器を正常に稼働させるために必要となるものを付属すること。	

添付品	【インクカートリッジ】 機器に対応するインクカートリッジを添付すること。	2式
	【取扱説明書】 (1) 日本語表記であること (2) 媒体は紙、CD-ROM、CD-R、DVD-ROM 又は DVD-R であること。	1式

⑥ 機能及び性能

印字用カラープリンターの機能及び性能は、表－４のとおりとする。

表－４ 印字用カラープリンターの機能及び性能

品目	項目	機能及び性能
本体部	印字機能	(1) インクジェット方式であること。 (2) A 4 用紙に印字可能であること。 (3) 解像度600dpi × 600dpi 以上であること。 (4) 印字速度はA 4 横片面印字時に5. 0ipm 以上であること。
	用紙カセット	A 4 普通紙で50枚以上の用紙がセット可能であること。
	電源	形状は、2 極プラグ又は2 極接地極付プラグであること。 なお、2 極接地極付プラグの場合は、2 極に変換できるプラグを付属すること。

⑦ ライセンスに関する事項

その他ライセンスに関する事項

契約者は、本仕様書で調達するソフトウェア製品のうち、ガバメントライセンスが利用可能なものは、これを利用してよいものとする。

なお、利用可能なガバメントライセンスは、表－５のとおりとする。

表－５ 利用可能なガバメントライセンス

製品名	ライセンス名称	価格レベル
マイクロソフト製品	Select Plus for GP	D
アドビシステムズ	CLP for Government	レベル1 or 2 (数量による)
ジャストシステム	JL-Excellent	E

(8) その他

- ・分析用ヘリウムガスを備えること（装置1台につき10Lボンベ1本、純度99.995%以上）
- ・ワイプ材を500枚以上備えること

9. 保 守
- (1) 納入後1年間は無償保証期間とし、保証期間中は検知装置について、6ヶ月に1回の定期点検を無償で実施すること。また、同一原因による故障が発生しないよう、品質管理には万全を期すとともに、故障により交換した部品については、1年間の保証期間を設けること。ただし、無償保証期間終了後においても、設計上の重大なミスで、明らかに落札者側にその責があると認められる場合は、直ちに無償でその対策を実施するものとする。
  - (2) 納入時に、安全性を確認するための検査を実施すること。
  - (3) 故障時の対応を速やかに行うこと。
10. そ の 他
- (1) 納入時に操作説明書を納めること、また、装置納入後、取扱職員に対して、別紙2の仕様により研修を実施すること。
  - (2) 入札金額には、納入に係る費用及び納入後の研修等、関係する一切の費用を含むこととする。
  - (3) 納入にあたっては、事前に納入場所を確認し、納入日、時間等について当庁担当職員と事前調整を行うものとする。
  - (4) 仕様書に示す仕様等については、最低限の基準を示したものであり、明記していない事項についても当然備えるべき事項は、完備しているものとする。
  - (5) 仕様書に示す仕様等について、疑義が生じた場合や充足できない項目がある場合は警察庁と協議し決定すること。
  - (6) 仕様書で調達するソフトウェア及びハードウェアの候補となる機器等についてあらかじめ警察庁に納入機器リストを提出し、警察庁がサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないと判断した場合には、警察庁と迅速かつ密接に連携し、代替品選定等を行うこと。
  - (7) 仕様書で調達するソフトウェア及びハードウェアについて、不正な変更（製造工程、流通過程で不正プログラムを含む予期しない又は好ましくない特性を組み込むことをいう。）が疑われると警察庁が判断した場合は、契約業者において調査及び必要な措置を講ずること。



別紙 1 検知対象物一覧

- 1     メタンフェタミン
- 2     アンフェタミン
- 3     コカイン
- 4     ヘロイン
- 5     MDA
- 6     MDMA
- 7     LSD
- 8     大麻
- 9     エフェドリン
- 10    アヘン
- 11    ケタミン
- 12    コデイン
- 13    モルヒネ
- 14     $\alpha$ -PVP

## 別紙2 研修の仕様

### 1 研修の目的

本仕様書で調達する不正薬物検知装置を使用するため、装置納入後、当該装置を使用し、必要となる知識及び技能を習得するもの。

### 2 研修対象

当該資機材の納入を予定している都道府県警察において、本装置の使用に関わる部門が指定する職員（最大40名まで対応すること。最少人員は問わない）。

### 3 研修日数及び研修日時

研修日数については、土日及び祝日を除く1日間とする。研修日時については、本資機材の履行期限内で警察庁と協議すること。

### 4 研修時間

研修時間は、午前9時30分から午後0時及び午後1時から午後5時の間の必要な時間とする。また、授業の進捗状況によりその日に予定した研修が修了しない場合は、研修時間を延長して修了させること（当該延長により、契約金額の変更は生じないものとする。）。

### 5 研修場所

研修場所は、当該資機材の納入を予定している都道府県内とし、受講者全員に対して同時に研修を行うために必要な機材を使用できる場所であること。なお、納入場所の都道府県警察が応諾すれば、当該警察の施設を研修場所とすることも可とする。

### 6 研修内容等

#### (1) 研修内容

- ・製品の概要説明
- ・基本的な使用方法（試薬の使用は不要）
- ・各種機能の操作方法
- ・各種情報の見方
- ・製品使用上の注意事項 等

#### (2) 講師等

ア 講師は、1名以上を配置し、教室が分かれる場合は、1つの教室に1名以上を配置すること。

イ 日本語にて講義を行うこと。

#### (3) 配付資料

各受講者には、研修期間中に使用する教本等の資料一式を、事前に又は受講場所において配付すること。

## 7 提出資料及び提出期日等

### (1) 研修に用いる資料

受講者に配付する資料を、履行期限までに警察庁及び納入場所の都道府県警察に各一式を提出すること（研修実施前でも提出可）。

当該資料は、事業者等（本装置を納入する事業者及び本研修の実施を当該事業者から委託された者があれば当該者を言う。以下同じ。）との協議を必要とせず、情報公開や公判上の提出要請に複写等で対応できるものとする。

### (2) 業務完了報告書

業務完了報告書を履行期限までに警察庁に提出すること。なお、業務完了報告書に記載する内容は、事前に警察庁と協議すること。

## 8 その他

### (1) 一般適用

ア 本別紙2記載事項は研修の実施方法の大要を示すものであるから、業務の性質上当然実施しなければならない事項はもちろん、軽微な部分で記載のない事項であっても、自然附帯の業務はすべて警察庁の指示により、契約の範囲内で実施すること。

イ 事業者等は、研修に係る事項について、事前に警察庁の了承を得るものとする。

### (2) 講習計画の変更等

事業者等は、効果的な研修を行うために警察庁担当者との連絡を密にし、改善すべき事項が生じたときは速やかに対応し是正を図るものとする。ただし、変更することにより契約内容が変更される場合はこの限りではない。

参加意思確認書

年 月 日

警 察 庁 殿

所 在 地 :

会 社 名 :

代 表 者 名 :

当社は、令和2年7月29日付け警察庁公告に基づく、下記の件名について、受注体制が整っておりますので、同公告に記載の内容を承諾の上、指名されることを希望いたします。

記

件名 不正薬物検知装置

添付資料：提出資料一覧表

## 提出資料一覽表

提 出 日 :

会 社 名 :

担 当 者 名 :

連 絡 先 :

- 1 資格審査結果通知書

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について参加意思確認書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
  - (1) 契約の相手方として不適当な者
    - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
    - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
    - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
    - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
    - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
    - ア 暴力的な要求行為を行う者
    - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
    - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
    - エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
    - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

物品の仕様に関する資料

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
警察庁長官官房会計課理事官 殿

住 所  
会 社 名  
代表者名  
印

令和2年7月29日付け公募公告の[不正薬物検知装置]に係る物品の仕様に関する資料について、別添の書類等を提出します。

なお、予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること、警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと、警察当局から暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと並びに添付書類等の内容については事実と相違ないことを誓約します。

また、本契約業務の全部を一括して、第三者に委託し、又は請け負わせないことを了承し、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、この契約の一部を第三者に再委託する場合は、契約書(案)別添「再委託承認申請書」により指定された期日までに提出し、事前に承認を得ることを誓約します。

## 記

- 1 仕様と適合していることを証明する資料(カタログ等添付)
- 2 納入機器予定リスト(別紙－6)

\*再委託予定の有無 有 無

購入等件名 (調達案件名)	
法人名	

担当者名	
連絡先メールアドレス	
連絡先電話番号	

○ 提案機器等一覧

法人名	通番	区分	製造業者名	製造業者の 法人番号 (半角数字)	製品名	型番
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	13					
	14					
	15					
	16					
	17					
	18					
	19					
	20					
	21					
	22					
	23					
	24					
	25					
	26					
	27					
	28					

※ 記載する行が足りない場合は、行を追加してご回答ください。なお、行の追加以外の表構成の変更は行わないようお願いいたします。

(省庁記載欄)

省庁名	
担当部局課名	
省庁担当者名	
連絡先メールアドレス	
連絡先電話番号	

回答希望日	
技術提案書提出締切り	
入札予定日	